

事務連絡第 47 号
令和 6 年 12 月 9 日

中央建設国民健康保険組合
各 支 部 長 殿

中央建設国民健康保険組合
保健事業課長 堀口 美里

インフルエンザ予防接種の補助対象ワクチンについて

連日のご奮闘、大変ご苦労様です。

標記につきましては、従来の注射によるインフルエンザ予防接種のほかに、鼻腔内に噴霧する『フルミスト点鼻液（販売元：第一三共(株)』を補助の対象に加えます。この点鼻液は厚生労働省において令和 6 年 3 月に薬事承認がされ、令和 6 年 9 月から販売となったインフルエンザワクチンの一種です。

以下の内容をご確認のうえ、引き続きインフルエンザ予防接種補助事業へのご協力をお願いします。

1. フルミスト点鼻液は販売を開始した令和 6 年度の接種分から補助対象とします。
なお、厚生労働省の薬事承認では 2 歳から 19 歳未満を適用年齢としているため、未承認（適用年齢外の者）の接種については、補助対象外とします。
2. 申請方法や添付書類についての変更はありません。予防接種の種類（フルミスト・インフルエンザ）が特定できない場合、接種証明書等の書類を追加するなどの対応をお願いします。
3. 被保険者に向けては、中建国保のホームページにお知らせを掲載し周知を行います。また、フルミスト点鼻液に関する事項を追記したインフルエンザ予防接種補助金申請書も、ホームページからのダウンロードが可能となります。
4. 保健事業実施要領の「インフルエンザ予防接種補助事業実施要領」には令和 7 年度より追記します。

不明な点がございましたら、本部保健事業課保健事業推進係までお問合せください。